

第4章

良好な景観資源等の 質的向上に向けて

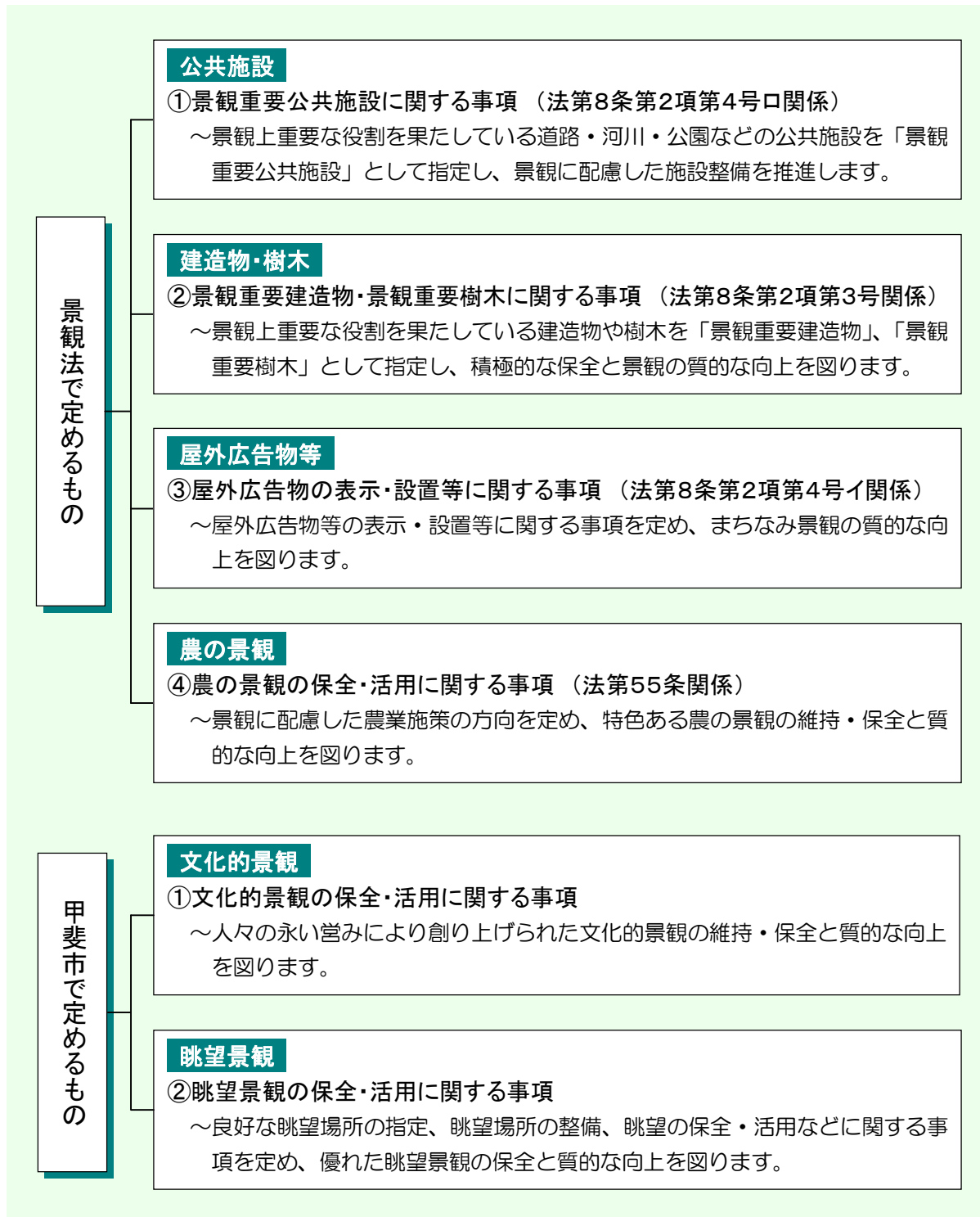


第4章 良好な景観資源等の質的向上に向けて

1 基本的な考え方

個性豊かで魅力的な景観形成を推進していくためには、甲斐市の自然・歴史・文化などを象徴し、地域を強く印象づけている景観資源等の保全と景観的な質の向上に加え、これらを核とした景観形成に取り組んでいく必要があります。

そのため、本市の景観形成上重要な役割を果たしている景観資源等について、その質的向上と景観まちづくりへの活用を図るため、次の事項を定めます。



2 景観法で定めるもの

(1) 景観重要公共施設に関する事項

景観重要公共施設の整備及び良好な景観形成に関する事項(法第8条第2項第4号口関係)

1) 基本的な考え方

道路・河川・公園などの公共施設は、地域の景観を形成する重要な要素であり、その周辺の自然景観やまちなみ景観と調和した施設デザインや管理を行うことが求められます。

このため、本市の景観形成上重要な公共施設については、「景観重要公共施設」に指定し、今後、施設管理者などとの協議を図りながら、優先的に景観に配慮した施設整備を推進します。

2) 景観重要公共施設の指定について

景観重要公共施設については、次の基準に基づき指定します。指定に際しては、施設管理者と協議の上、同意を図り、「甲斐市景観審議会」の意見を聴き、決定します。

先導的に指定を目指す候補については、早期の指定に向けた取り組みを推進するとともに、甲斐市の景観上、軸となっている施設や景観形成推進ゾーンに含まれる施設についても、順次、指定に向けた検討を行っていきます。

■指定基準

- 優れた眺望景観を有する公共施設（道路、河川、公園など）
- 本市のシンボル、都市軸、賑わいや観光の軸となっている道路
- 歴史的まちなみなど沿道の景観との調和が求められる道路
- 良好な景観を有し、本市のシンボルとなっている河川
- 多くの市民、観光客などに親しまれているシンボリックな公園
- 特徴的な景観を有する橋梁、護岸やえん堤などの土木構造物

■先導的に指定を目指す候補

- 釜無川
- 甲斐中央線、竜王駅南口線
- アルプス通り
- 古道（沿道のまちなみ景観との調和が求められる区間） など

注) *公共建築や鉄道駅などの公共的な建造物は景観重要公共施設でなく景観重要建造物として指定します。

3) 景観重要公共施設の整備について

指定された景観重要公共施設については、公共施設管理者と協議を図り、次の考え方に基づいて、景観に配慮した施設整備に努めます。

また、景観に配慮した公共施設の整備を推進するため、今後、甲斐市の公共施設のデザインガイドラインやサイン計画などの検討を図ります。

■景観重要公共施設の整備の考え方

| 区分 | 整備方針の考え方 |
|--------|--|
| 景観重要道路 | <ul style="list-style-type: none"> ●景観に配慮した道路の整備（眺望への配慮、統一感のある交通安全施設、歩道舗装、擁壁・法面などの構造物、街灯などのデザイン） ●地域の特性を考慮した特色ある道路の緑化、道路の環境美化 ●景観に配慮した統一感のある公共サインや標識の設置 |
| 景観重要河川 | <ul style="list-style-type: none"> ●景観に配慮した河川構造物の整備（護岸、水制工、河川占用物など） ●特色ある河川緑化、河川の環境美化など |
| 景観重要公園 | <ul style="list-style-type: none"> ●良好な眺望を生かした公園の整備 ●景観的な調和と統一感がある公園施設やサインの整備 ●地域の特性を考慮した特色ある公園の緑化、環境美化 |

(2) 景観重要建造物・景観重要樹木に関する事項

景観重要建造物・景観重要樹木の指定に関する事項(法第8条第2項第3号関係)

1) 基本的な考え方

特徴的な建造物や樹木は、地域の景観を特徴づける重要な景観資源であり、資源の保全を図るとともに、積極的にまちづくりに活用します。

このため、市内の建造物および樹木（樹林地は除く）のうち、景観形成上重要な役割を果たしているものを「景観重要建造物」および「景観重要樹木」に指定*し、それらの保存を図るとともに、周辺も含め魅力ある景観形成を促進します。

指定に際しては、土地・建物の所有者の同意を得た上で、「甲斐市景観審議会」の意見を聴き、決定します。

2) 景観重要建造物について

① 景観重要建造物の指定

建築物や工作物のうち、地域の景観形成に重要な役割を果たし、道路などの公共の場所から容易に見ることができる建造物を、次の基準に基づき「景観重要建造物」として指定します。

先導的に指定を目指す候補については、早期の指定に向けた取り組みを推進するとともに、市内の近代土木遺産等についても、順次、指定に向けた検討を行っていきます。

■指定基準

- 地域の歴史や文化を感じさせ、保全・継承していく必要性の高い建造物
- 歴史的、建築的に高い価値をもつ建造物
- 優れたデザインを有し、市や地域のシンボルとなっている建造物
- 多くの市民、観光客などに愛され、親しまれている建造物

■先導的に指定を目指す候補

- 古民家
- 蔵
- など

② 景観重要建造物の保全・活用の方向

景観重要建造物として指定された建造物については、適切な保存を図るとともに、景観に配慮したサイン類の設置や周辺整備により、建造物の景観的価値を高めます。

3) 景観重要樹木について

① 景観重要樹木の指定

市内に分布する名木・大木・古木などのうち、地域の景観形成に重要な役割を果たし、道路などの公共の場所から容易に見ることができる樹木を、次の基準に基づき「景観重要樹木」として指定します。

先導的に指定を目指す候補については、早期の指定に向けた取り組みを推進するとともに、その他の樹木についても、順次、指定に向けた検討を行っていきます。

■指定基準

- 樹容（樹高、樹形など）から地域のシンボル、ランドマークとなっている樹木
- まちかどに位置するなど、地域の景観形成上重要な役割を果たしている樹木
- 多くの市民、観光客などに愛され、親しまれている樹木

■先導的に指定を目指す候補

- 信玄堤のケヤキ林
- 竜王駅南北駅前広場のシンボルツリー
- など

② 景観重要樹木の保全・活用の方向

景観重要樹木として指定された樹木については、適切な保存を図るとともに、景観に配慮したサイン類の設置や周辺整備により、樹木の景観的価値を高めます。

(3) 屋外広告物の表示・設置に関する事項

屋外広告物の表示・設置等の制限に関する事項(法第8条第2項第4号イ関係)

1) 基本的な考え方

屋外広告物は、市民や来訪者に様々な情報を与え、商業地などのまちなみに賑やかな印象を与えるなどの効果があります。

しかしながら、近年、幹線道路沿道などを中心に、大規模かつ派手な色彩の広告物など、無秩序な掲出、氾濫が目立っており、まちなみ景観を阻害する大きな要因になっています。

現在、本市では、屋外広告物の表示または掲出物件の設置に関する行為に対しては、「山梨県屋外広告物条例」に基づき一定の規制（許可申請）が行われています。

当面は、県条例の周知と適切な運用により、屋外広告物等の規制・誘導を図りますが、本市の様々な景観資源や良好な眺望点の周辺においては、景観特性に配慮した、よりきめ細かい規制・誘導を図り、地域の特性や実状に応じた取り組みを推進していく必要があります。そのため、将来的には、本計画および屋外広告物法に基づく、市独自の屋外広告物条例の制定をめざしていきます。

2) 屋外広告物の表示・設置等の制限について(案)

今後、本市独自の規制・誘導に向け、景観形成の観点から、屋外広告物の表示または掲出物件の設置に関する基本的な考え方を次のとおり定めます。

■基本的な考え方

屋外広告物等の表示または掲出物件の設置に際しては、地域の特性や現状を考慮し、まちなみ景観など、その地域の景観に著しくなじまないもの、過度に目立つものとならないよう配慮します。

■屋外広告物設置基準の考え方

| 項 目 | 設置基準の考え方 |
|-------------|--|
| 位置・形状・規模・意匠 | <ul style="list-style-type: none"> ○景観重要公共施設や景観重要建造物、景観重要樹木、良好な眺望場所の周辺など、景観の維持保全を図る必要性が高いところにおいては、当該施設が醸し出す地域イメージを損ねないように、掲出位置に配慮する。 ○必要最小限の大きさ、設置個数にとどめるとともに、道路の快適な見通しの確保、良好な自然景観や田園景観との調和に配慮する。 ○主要な幹線道路沿いに、幟や旗などの一時的な広告やサインを連続的に設置しない。やむを得ず設置する場合は、必要最小限の設置個数にとどめる。 ○広告看板の文字は、不必要に大きなものは使用しない。 ○幹線道路や主要な交差点付近に設置する看板類については、コンパクトに集約し、大きさや向きを揃えるなど、まとまり感に配慮するとともに、修景や緑化に努める。 ○放置された老朽看板については、撤去に努める。 |
| 色 彩 | <ul style="list-style-type: none"> ○基調となる色は、周辺の景観に配慮した色彩を用い、けばけばしくならないよう努める。 ○安全上の理由など、やむを得ない場合を除き、蛍光色や反射材の類は使用しない。 |
| 素 材 | <ul style="list-style-type: none"> ○周辺の良好な景観と調和する素材の使用や表面処理に努める。 ○耐久性に優れ、維持管理が容易な素材を用いるよう努める。 |
| 照 明 | <ul style="list-style-type: none"> ○照明機器は、必要最小限とするよう努める。 ○照明機器を設置する場合は、使用する光の色や方向、量などに十分留意し、周辺の良好な景観との調和を乱さないようにする。 ○ネオン管など光源が露出した素材は使用しない。 |

(4) 特色ある農の景観の保全・活用に関する事項

景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的事項(法第55条関係)

1) 基本的な考え方

棚田をはじめとする水田、野菜畑、果樹園の景観など、特色ある農の景観は、人々の営みの中で生まれ、育まれてきたもので、特有の美しさがあり、市民にとっては、ふるさとの原風景となる大切な景観といえます。

しかしながら、農業従事者の高齢化と後継者不足、農地の減少、遊休農地の増加などが進行し、農業の活力が低下しています。これに伴い、美しい農の景観が失われつつあることが懸念されています。

良好な農の景観を維持保全し、地域農業の活性化を図るため、本計画で示した各種取り組みを推進するとともに、景観農業振興地域整備計画についても検討していきます。



棚田の景観



やはたも畑の景観

■景観農業振興地域整備計画の概要

「景観農業振興地域整備計画」とは、美しい田園景観や農山村景観の保全・創出と景観と調和のとれた良好な営農条件を確保するため、一定の区域を対象に、地域の特徴ある景観に配慮した土地利用のあり方や、農用地・農業用施設などの整備・保全の方向、具体的な事業・活動について定めるものです。

農振法に基づく「農業振興地域整備計画」とは別の計画として、市町村が作成することができるものとしており、計画の策定にあたっては、現行の「甲斐市農業振興地域整備計画」などとの整合を図る必要があります。

<計画づくりの動機>

- 棚田の景観を守りたい
- 北部山間地域の特色ある農山村の風景を守りたい
- やはたもなどの野菜畑、果樹園、水田など、特色ある農の風景を守りたい
- 農業を核とした市民交流を活性化させたい
- 景観に配慮したほ場整備や農道整備をしたい など

「景観農業振興地域整備計画」の策定

<計画に定める事項>

- 景観農業振興地域整備計画の区域
- 景観と調和のとれた農業上の土地利用に関する事項
- 農用地の保全・農業用施設の整備に関する事項

計画に基づく取り組みの推進

2) 計画で定める事項について

① 景観農業振興地域の区域

計画の対象区域は、農業振興地域内のうち、特に、田園景観の保全・創出、良好な営農条件を確保するために、景観的な施策を講ずることが望まれる区域を、次の設定基準に基づき定めます。

■区域の設定基準

- 良好な農の景観を形成している一団の農地で、今後とも保全・継承が求められる区域
- 農地と里山、集落地が一体となって特徴的な景観を形成している農山村地域
- クラインガルテンや体験農園など、農を通じて都市住民との交流の推進を図る地域
- 農の景観と調和する農業生産基盤整備の推進を図る地域
- 遊休農地が増加し、その利活用が求められる地域 など

② 景観と調和した農地の利用に関する事項

景観農業振興整備計画区域内の農用地、農業用施設などについて、景観を維持した農地の維持管理や遊休農地の有効活用、景観作物の共同栽培など、地域景観に配慮した農地の利用のあり方について定めます。

③ 農業生産基盤の整備、開発、保全に関する事項

農業生産基盤の整備、開発、保全に際して、景観形成上留意すべき次の事項を具体的に定めます。

■計画に定めるべき事項

- 農業生産基盤の整備および開発に関する事項（農振法第8条第2項第2号）
 - ・景観に配慮した農道や用水路の整備、景観上必要な整備に関する事項や基準など
- 農用地等の保全に関する事項（農振法第8条第2項第2号の2）
 - ・遊休農地に対する基盤整備や有効活用に関する事項など
- 農業の近代化のための施設の整備に関する事項（農振法第8条第2項第4号）
 - ・農業近代化施設に対する配置、形態、色彩、その他意匠に関する基準など

3 甲斐市で定めるもの

本市では、景観資源等の質的向上を図るため、前項の景観法で定める4つの事項のほかに、次の事項を定め、景観資源等の保全と質的な向上、景観まちづくりへの活用を図ります。

なお、これらの事項を定める際は、「甲斐市景観審議会」の意見を聴くものとします。

(1) 文化的景観の保全・活用に関する事項

1) 甲斐市の文化的景観

「文化的景観」とは文化財保護法に基づき、棚田や里山などのように、地域における人々の生活または生業および当該地域の風土により形成された景観地で、国民の生活または生業の理解のため欠くことのできないものを保護するために制定されたものです。制度の趣旨から、本市においては、次のような景観が文化財保護法第2条第1項第5号で掲げる「文化的景観」の候補地として挙げられます。

今後、本市の文化的景観の選定に向けては、教育委員会が主体となり、甲斐市文化財保護条例に文化的景観を位置づけ、「甲斐市景観審議会」の意見を聴くとともに、甲斐市文化財保護審議会の諮問・答申を経て、選定を行います。

■本市の文化的景観候補地（例）

■ 北部山間地域の棚田と農山村景観

北部の亀沢川、荒川沿いに広く分布する棚田と山間の農山村集落が織りなす景観は、自然や風土の中で、先人たちの永い営みにより育まれてきた本市が誇る文化的景観です。



初夏の棚田



春の棚田

■ 水との関わりを伝える歴史文化的景観

信玄堤や竜王用水、信玄堤ゆかりの竜王河原宿、三社神社やおみゆきさんなどの伝統行事をはじめ、用水路、堰、溜池などの景観は、先人たちの永い水との関わりの歴史を伝える代表的な文化的景観です。



信玄堤

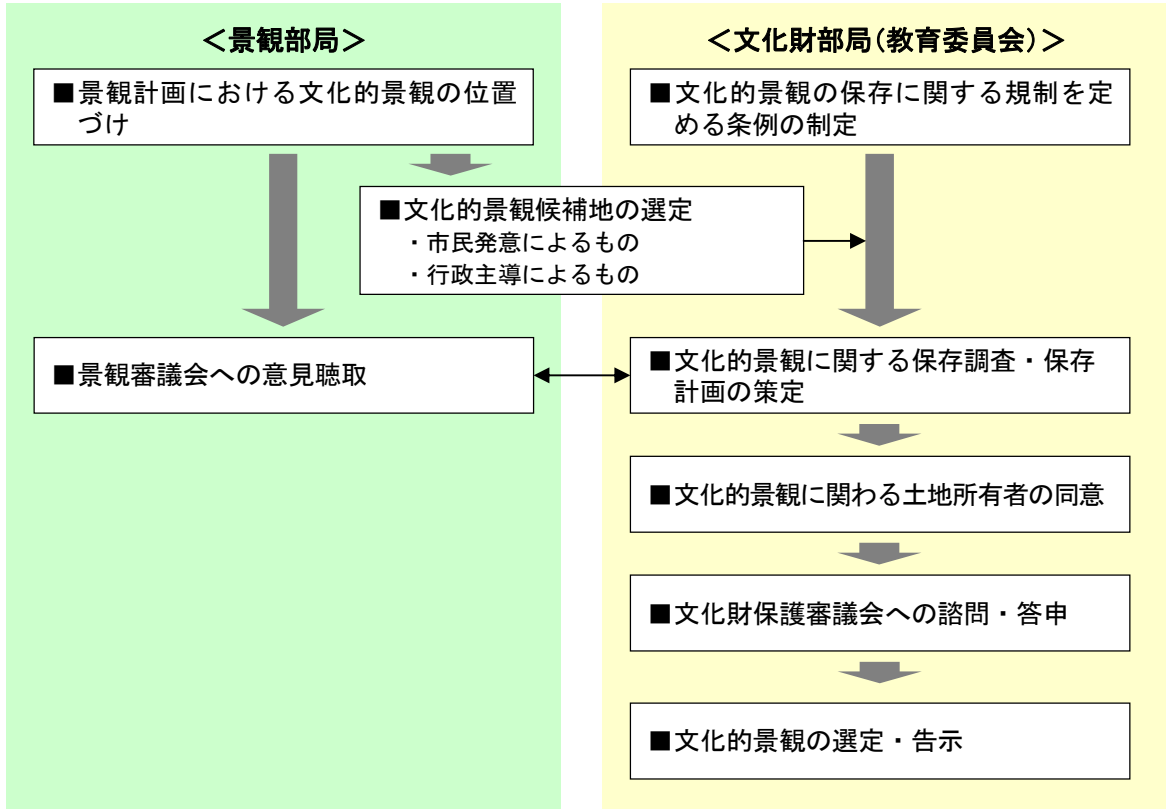


竜王用水

2) 取り組みの方向

貴重な文化的景観を次代に継承するため、文化財保護法に基づく文化的景観の保護制度*を活用し、選定に向けた取り組みを進めます。

■「甲斐市文化財保護条例」に基づく文化的景観選定の流れ



注) * 文化財保護法（第134条第1項）では、文部科学大臣は、都道府県または市町村の申出に基づき、都道府県または市町村が選定した文化的景観の中から、特に重要なものを「重要文化的景観」に選定し、景観保存の取り組みを支援する仕組みとなっています。

(2) 眺望景観の保全・活用に関する事項

1) 基本的な考え方

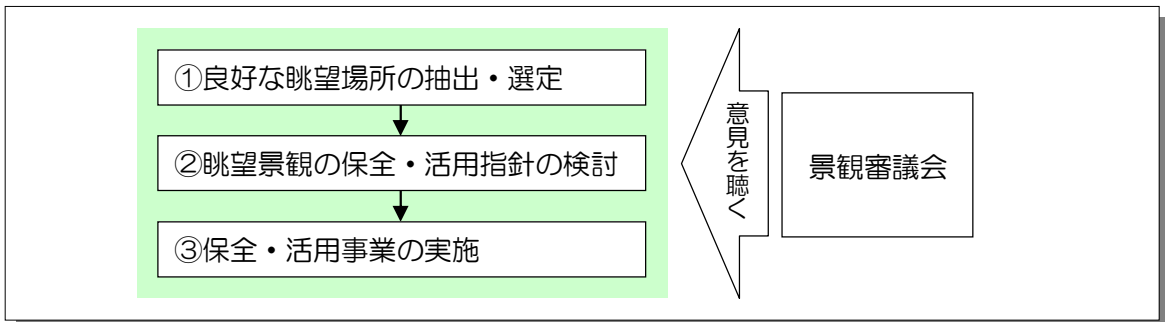
優れた眺望は、本市を代表する景観資源であり、市民や観光客など多くの人々の心を惹きつける重要な観光資源でもあります。

この景観資源を大切に維持・保全していくとともに、その印象と魅力をさらに高め、観光や景観まちづくりに生かしていくため、次の考え方にに基づき、眺望景観の保全・活用に向けた取り組みを推進していきます。



赤坂台総合公園からの眺望

■眺望景観の保全・活用の考え方



2) 取り組みの方向

① 良好な眺望場所の抽出・選定

市民や観光客などからの公募、まち歩きなどの市民参加イベントにより、市内の良好な眺望場所を抽出し、選定委員会などにより「甲斐市の良好な眺望場所」として選定します。

選定した眺望場所については、景観（眺望場所）マップを作成し、積極的なPRに努めます。

■選定基準

- 本市を代表する優れた眺望場所
- 甲斐市らしさを感じさせる特色ある眺望場所
- 道路・公園・公共施設など、市民や来訪者が容易にアクセスできる場所

② 眺望景観の保全・活用指針の検討

選定したそれぞれの眺望場所については、眺望景観の現状や周辺の状況を踏まえ、必要に応じて、次の内容からなる「眺望景観の保全・活用指針」の検討を図ります。

■指針の概要

- 場所ごとの眺望景観の保全・活用方針
- 眺望景観保全区域の設定
- 眺望場所の保全・活用に関する事項
- 眺望景観保全区域における建築物等の行為の制限に関する事項 など

③ 保存・活用事業の実施

選定したそれぞれの眺望場所については、「眺望景観の保全・活用指針」に基づき、必要に応じて次の眺望景観の保全・活用に向けた取り組みを進めます。

■保存・活用事業（例）

- 眺望場所の整備
（眺望広場の整備、サインの設置、アクセスルートの整備など）
- 景観を阻害している要因の改善
（景観支障樹木、電柱・電線類、広告・看板類など）
- 良好な眺望景観に対する周辺の景観コントロールの推進
（行為の制限事項に基づく建築物等の適切な誘導など）
- 良好な眺望景観を生かした地域活性化
（眺望を生かしたフットパスづくり、観光PR、活性化イベントの実施など）

